平成２３年（フ）第１５７号
滋賀県草津市南笠東４丁目８番７―205号
シャトレ岡田
債務者　清原　典子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５８号
滋賀県湖南市三雲640番地15　カーペンターハウスⅥ201号
債務者　松本メリンダこと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＭＥＬＩＮＤＡ　ＬＡＣＡＮＩＬＡＯ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
大津市三大寺６番Ｃ―1206号
債務者　野村　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３号
滋賀県近江八幡市中小森町95番地13、住民票上の住所滋賀県近江八幡市中小森町74番地53
債務者　鎌倉　亜希
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４４号
滋賀県東近江市永源寺相谷町535番地、住民票上の住所滋賀県東近江市永源寺相谷町977番地
債務者　小西　由樹
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２５５号
広島県廿日市市阿品台東３番15―102号
債務者　中本　綾子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９号
広島県東広島市黒瀬町国近1479番地
債務者　大西　和子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８１号
広島市安佐北区可部町大字綾ケ谷1942番地の６
債務者　南　美代子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
愛媛県東温市北方甲3202番地５　コーポ千寿205号
債務者　久保小百合
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
愛媛県松山市小栗６丁目９番15号
債務者　上市　靖子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
愛媛県松山市星岡３丁目７番31号
債務者　福森　弥生
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
高知市百石町４丁目５番16号　第二白鷺荘１Ｆ西
債務者　雲本　亜紀
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３２号
高知市若草町１番26―５号
債務者　雲本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４１号
高知市百石町３丁目18番５号　寿ハイツ102
債務者　北代　奈三
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４３号
高知市北端町144番地　静山荘２Ｆ中
債務者　谷岡　勝幸
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４４号
高知市北端町144番地　静山荘２Ｆ中
債務者　谷岡優美子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４９号
高知市旭天神町33番地４
債務者　覚正　亜矢
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
高知地方裁判所破産係